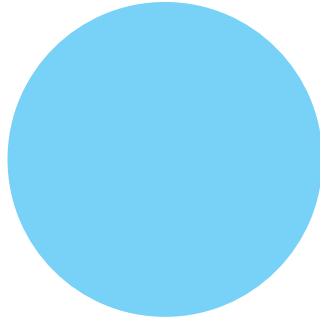
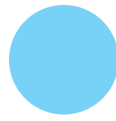




第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国の障がい者施策においては、障害者自立支援法に変わる、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行され、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に向けた法整備が行われ、また、新たに平成28年度から障害者差別解消法も施行されます。

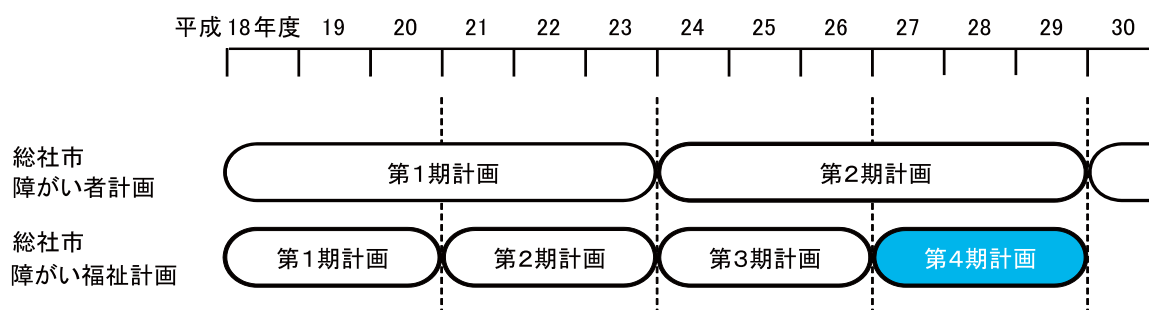
本市では、平成23年度からの5か年計画である「障がい者千人雇用」事業の趣旨を取り入れた「総社市障がい者計画・第3期総社市障がい福祉計画」を平成24年度に策定し、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

「第4期総社市障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、障害者総合支援法第88条第1項により策定が義務付けられているもので、本市で策定している総合計画や関連計画等を踏まえ、市が障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業のサービス等を提供するための基本的な考え方や数値目標、確保すべきサービス量、確保のための方策を定める計画です。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年厚生労働省告示第231号）（以下「国の指針」という。）や総社市総合計画、本市の保健福祉分野における各計画とも整合性を図りつつ策定しました。

本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。



3 計画の基本指針（基本理念と成果目標及び喫緊の重要課題）

本計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（評価指標）、また、喫緊の重要課題を定め、数値目標及び必要なサービス量の確保のための方策を定める必要があります。

（1）基本理念

日常生活・社会生活の福祉的支援が、自立と共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行うため、次のとおり基本理念を掲げます。

自立と共生の社会を実現

障がい者が地域で暮らせる社会に

（2）成果目標（平成29年度までの目標）と評価指標

基本理念を実現するために、本計画の最終年度となる平成29年度に向け、次の4項目について数値目標を成果目標として設定し、この成果達成に必要なサービスの見込量及び確保の方策を示します。

- ①福祉施設から地域生活への移行促進
- ②精神科病院から地域生活への移行促進
- ③障がい者の地域生活の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行促進

成果目標	評価指標
①福祉施設から地域生活への移行促進 【成果目標1】 福祉施設入所者の地域生活への移行 ・地域生活移行者の増加 ・施設入所者の削減	○ 当該成果目標を踏まえ、以下の障がい福祉サービス等の必要な量の見込み（評価指標）を定める。 ----- ・生活介護の利用者数、利用日数 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援（A型・B型）の利用者数、

	<p>利用日数</p> <ul style="list-style-type: none"> • 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数，利用日数 • 共同生活援助の利用者数 • 地域相談支援（地域移行支援，地域定着支援）の利用者数 • 施設入所支援の利用者数（施設入所者の削減）
<p>②精神科病院から地域生活への移行促進</p> <p>【成果目標2】 精神科から地域への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域移行支援・地域定着支援 	<p>○ 都道府県の成果目標を踏まえ，以下の障がい福祉サービス等の必要な量の見込み（評価指標）を定める。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 自立訓練（生活訓練）の利用者数，利用日数 • 就労移行支援の利用者数，利用日数 • 就労継続支援（A型・B型）の利用者数，利用日数 • 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数，利用日数 • 共同生活援助の利用者数 • 地域相談支援（地域移行支援，地域定着支援）の利用者数
<p>③障がい者の地域生活の整備</p> <p>【成果目標3】 地域生活支援拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備 	<p>○ 圏域での拠点整備を検討する。</p>
<p>④福祉施設から一般就労への移行促進</p> <p>【成果目標4】 福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> • 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 • 就労移行支援事業の利用者の増加 • 就労移行支援事業所の就労移行率の増加 	<p>○ 当該性が目標を踏まえ，以下の障がい福祉サービス等の必要な量の見込み（評価指標）を定める。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 就労移行支援の利用者，利用日数 • 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型）

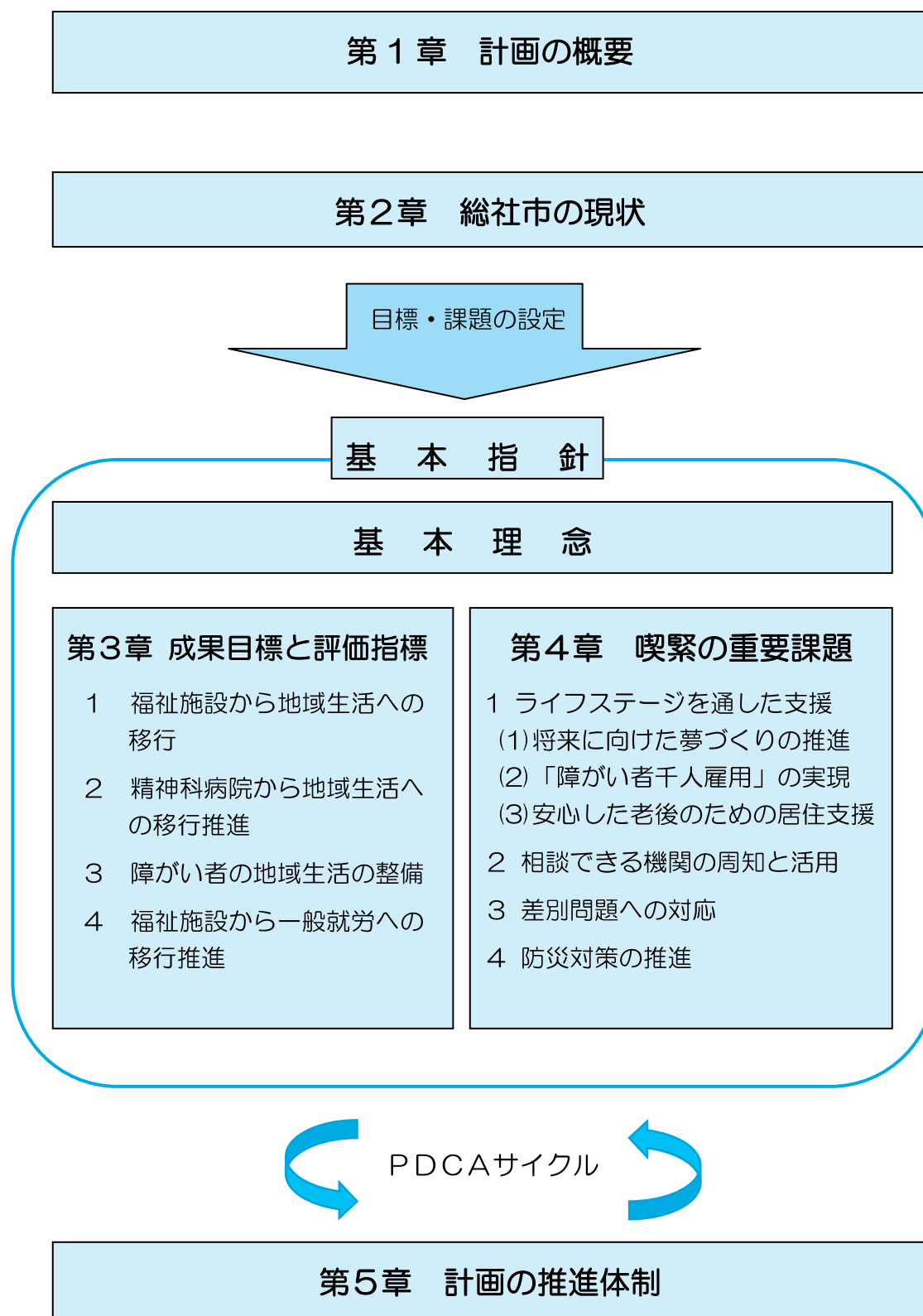
(3) 喫緊の重要課題

障がい者実態調査や各団体等から意見をいただいた施策の現状と課題を踏まえ、本市では、次に掲げる4項目を喫緊の重要課題として取り組んでいきます。

3年間を見据えての「成果目標」とは性質が異なり、喫緊の重要課題については、本計画の初期年度となる平成27年度が、その課題の主体となり、平成28・29年度では、27年度での取り組みをもとに、関係機関や地域との連携などに取り組んでいきます。

- ① ライフステージを通じた支援
 - ・ 将来に向けた夢づくりの推進 【乳幼児・就学期】
 - ・ 「障がい者千人雇用」の実現 【就労期】
 - ・ 安心した老後のための居住支援【高齢期】
- ② 相談できる機関の周知と活用
- ③ 差別問題への対応
- ④ 防災対策の推進

4 計画の体系



5 計画の策定までの作業過程

障がい者に対する各施策のあり方については、障がい者はもとより、関係機関や広く市民の意見を把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の策定に当たっては、以下のような取り組みを行いました。

(1) 総社市議会厚生委員会

平成26年4月22日に開催された委員会で、本計画を平成26年度中に策定することを報告しました。

また、平成27年1月15日に開催された委員会で、本計画の概要、基本指針（基本理念と成果目標及び重要課題）について協議しました。

(2) 総社市障がい者実態調査

本計画の策定に関する一部業務を委託するにあたり、指名競争入札を平成26年6月11日及び7月8日に実施しましたが、不成立となったため、7月15日付けで1社と随意契約により委託契約を締結しました。

なお、委託事務の1つとして、障がい者の生活実態やニーズなどを把握分析するため、身体障害者手帳*所持者、療育手帳*所持者及び精神障害者保健福祉手帳*所持者等を対象に実態調査を実施しました。

① 調査の対象と調査方法

身体障害者手帳を所持されている方、療育手帳を所持されている方、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方、自閉症*・情緒障がい*で特別支援学級に通学されている方の保護者に、郵送による配布、回収を行いました。ただし、自閉症・情緒障がい*で特別支援学級に通学されている方の保護者については、学校を通じた配布・回収を行いました。

② 調査の期間

平成26年8月28日～平成26年10月1日

③ 回収結果

	発送数	有効回収数	有効回収率
合計	2,291 通	1,183 通	51.6%
身体障がい者	1,244 通	739 通	59.4%
知的障がい者	490 通	194 通	39.6%
精神障がい者	313 通	151 通	48.2%
自閉症・情緒障がい*で特別支援学級に通学されている方の保護者	244 通	99 通	40.6%

(3) 障がい者団体との意見交換

平成26年12月15日に障がい者団体（総社市身体障がい者福祉協会，総社市手をつなぐ親の会，NPO法人あゆみの会）との意見交換を行い，日常の生活で困っていることなどの生活課題を聞き取りました。

(4) 総社市障害者施策推進協議会

事務局により，各施策分野の資料等の収集，現状・課題の整理，分析を行い，計画素案を作成し，平成27年1月21日付けで総社市障害者施策推進協議会（以下，「協議会」という。）委員へ送付し，意見を求めました，

また，平成27年3月18日に，協議会を開催し，最終的な意見を求めました。

(5) 総社市地域自立支援協議会

平成19年3月から障がい福祉関係機関が相互に協働し，障がい福祉に関するシステムづくりを推進することと，「障がい者基幹相談支援センター」を適正に運営すること等を目的として「総社市地域自立支援協議会」が設置されています。本計画の策定に際しては，平成26年11月27日から12月10日までヒアリングシートによる意見収集を行いました。この自立支援協議会での協議事項を計画に反映させるとともに，必要に応じて意見を聴取しながら策定しました。

(6) パブリックコメント

計画素案を広く市民に公表し，意見募集（パブリックコメント）を行いました。

○実施期間

平成27年1月23日～平成27年2月13日

○実施方法

市ホームページによる公表及び，市役所・支所・出張所での閲覧

○実施結果

提出された意見 0件

